

## 三浦市城ヶ島出土の弥生式土器

浜田勘太  
神沢勇一

## 一、序

ここに報告する三浦市城ヶ島出土の弥生式土器は、従来の知見にてらせば一応須和田式土器に比定されるべきものであるが、器形の組成その他において、須和田式土器との間に注意すべき差異が認められるので、以下その紹介を行ない、併せて多少の考察を試みたい。なお、本稿をまとめるに当たっては、赤星直忠先生をはじめ、青木庄九郎、脇坂雅雄、齋藤彦司、小川裕久の諸氏には非常な御協力を頂いた。記して深く感謝する次第である。

土器の出土地点は城ヶ島の北岸に突出する遊ヶ崎の基部——三浦市城ヶ島町字遊ヶ崎三七五番地に属する畑地で、昭和三十三年その一隅に芋穴が掘られた時、多少の土器破片が出土したことを浜田が聞きこみ踏査の結果、遺跡の存在が明らかとなったものであるが、偶然の発見であるため、遺跡及び土器出土の状態についての詳細は不明である。ただ、この部分における層序が有機質砂層(Ⅱ表土 25 cm)・混貝砂層(30 cm)・白色砂層・岩盤となっており、遺物は混貝砂層上半部に包含されていることは確認できた。なお本遺跡は旧地形からみて、海岸に接する台地の裾に営まれたもので、海拔約 7 m、現汀線までの直線距離は約 20 m である。

## 二、土器

本稿にとりあげた資料は、当初出土の資料にその後の表面採集による資料を加えたもので、全形を察知出来る土器三例と蜜柑箱一箱分の破片とである。器形は貯蔵形態としての甕形土器と煮沸形態としての甕形土器とに大別され、さらに各々二類に細分される。またこの他に器形不明の破片が若干存在する。

## 壺形土器一類(1~8)

1を本類の典形とする。器形は長頸長胴で、胴上半部以上に粗い単節縄文を地文とした、太い篋描き沈線による重

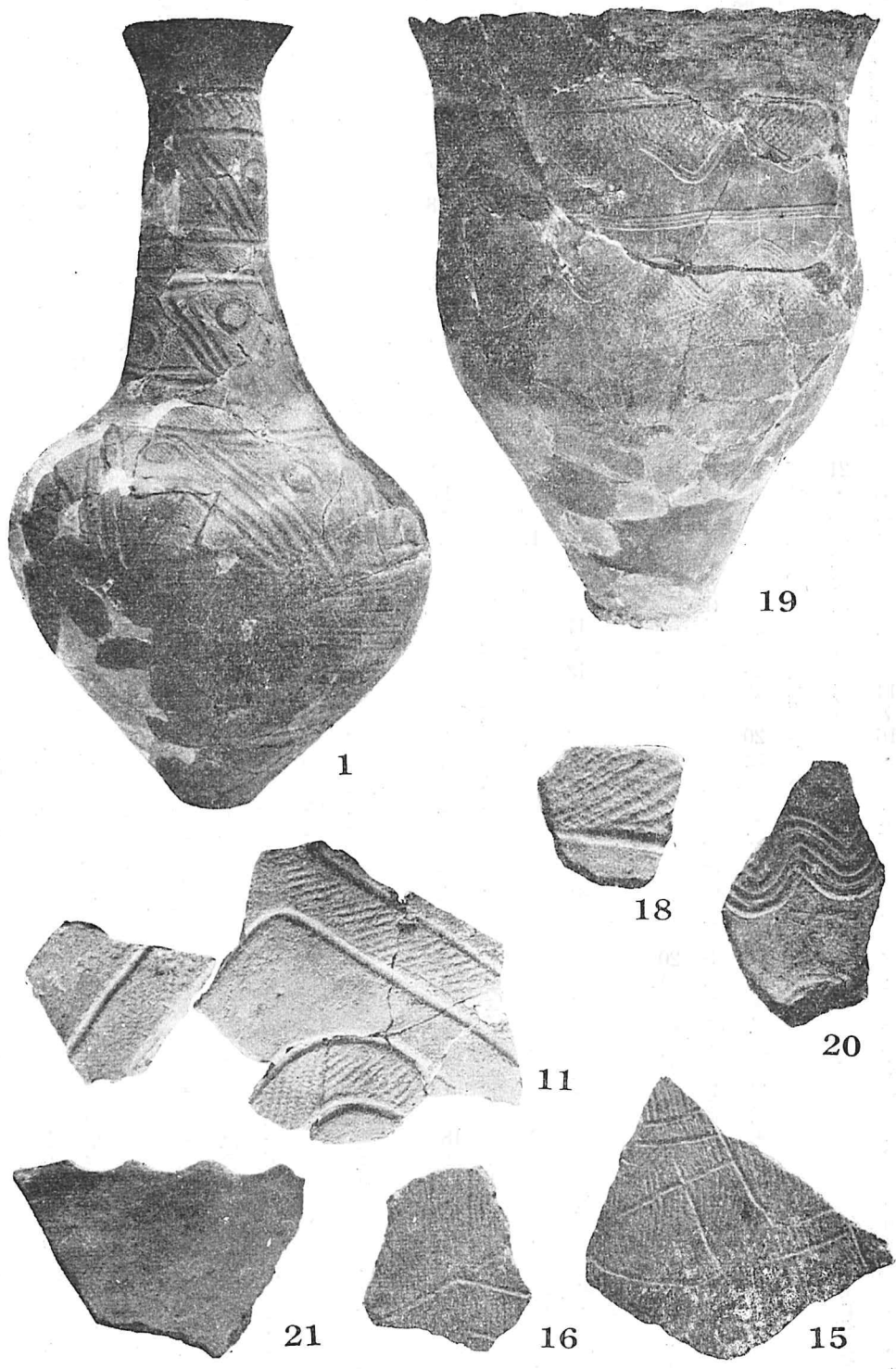
三角文・円形文・弧文等が描かれるが、地文の縄文が細かいものも少数ある(7)。胴部以下は粗い横または斜方向の条痕で被われる。器体は一般に大形で、文様は個体ごとに比較的变化が多く、また文様帯の一部に平滑な無文帯や条痕帯が配置されるが(5・7)、条痕帯の上に沈線文の加えられた例もある(8)。底面には木葉庄痕や編物庄痕が残されることが多い。器壁は、粘土中に含まれた多量の小石と焼成の不充分とが原因で幾分もろく、色調は暗褐色ないし灰褐色を呈している。本類は最少六個体をかぞえるが、六個体全部の粘土中に多量の雲母が混入されている。

壺形土器二類(9・13) 全形を伺い得るほどの資料はないが、各部の破片から推察して長頸・長胴の器形をとるものらしく、胴上半部に配置された磨消縄文手法による文様帯を特徴とする。縄文・沈線文ともに、一類のそれよりも細かい。磨消部分の器面は篋で入念に磨研されているが、胴下半部では磨研が雑で凸凹が多く、粘土中に含まれた石粒の移動による擦痕が目立つ。土質・焼成・色調等は一類と同様であるが、雲母の混入は認められない。本類は最少二個体をかぞえるにすぎないが、このうちの一個体に属する破片八片(12・13ほか)のうち、胴部破片五片は、いずれも上端の割れ口が平らに磨り減らされており、12の補修孔からみても、本例は上部の破損した壺形土器の下半部を鉢形土器として再生したものと考えられる。稀な例であるので注意しておきたい。

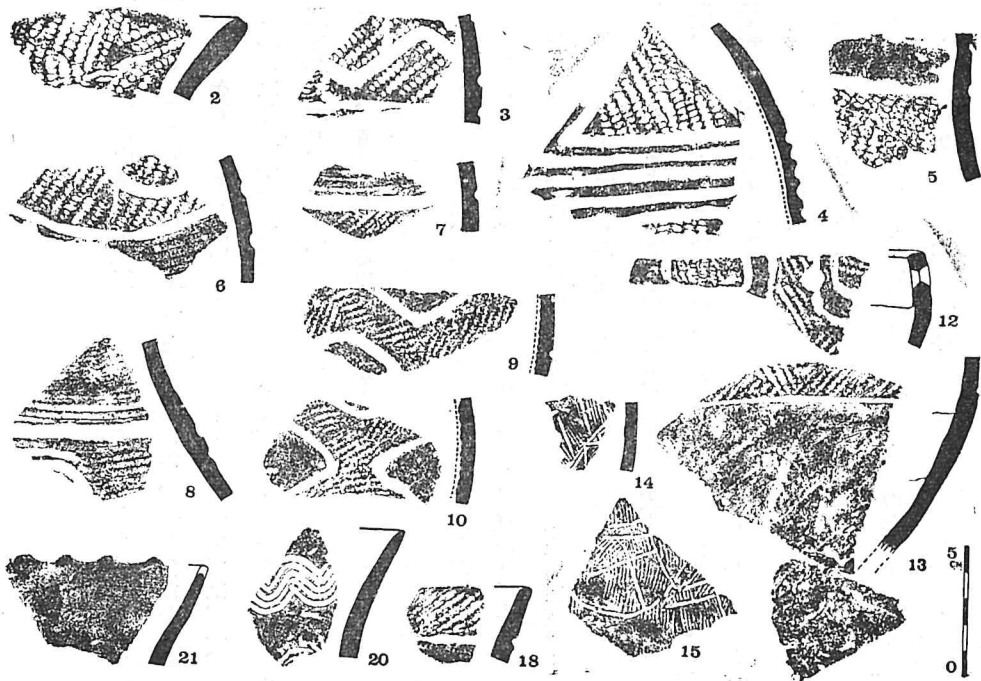
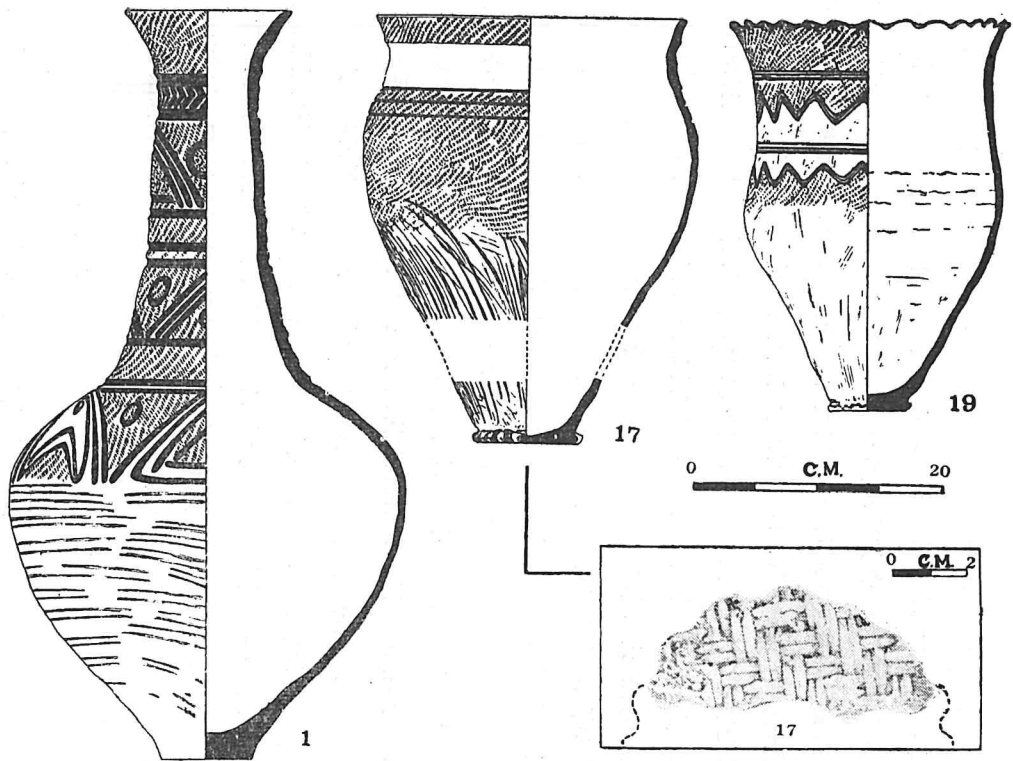
甕形土器一類(17・18) 有肩の甕形土器で、17を本類の代表例とする。口縁は薄い折返し状で僅かに肥厚し、18は口縁下端が沈線で区切られている。文様は磨研された頸部をはさんで、口縁と胴上半部に単節縄文が施され、肩部では縄文の上に三本の篋描き平行沈線が加えられている。胴下半部は粗雑な斜行する条痕で覆われている。なお、17では余分な粘土がはみ出し気味に盛り上った底部の側面に、等間隔の抑捺を加えて裝飾効果をあげているのが注意される。底面には編物庄痕をのこす。17・18とも、粘土中に小石を多く含み、焼成はやや不良で色調は灰褐色を示し、17の一部には黒斑がある。

甕形土器二類(19・20) 口縁部が多少外反する単純な甕形土器で、器面は篋で磨研される。20の詳細は不明であるが、器形及び文様帯の位置は19と大差ないものと思われる。19は口縁が指頭でつまんだようにゆるやかに波うち、文様は胴上半部に縄文を地文として櫛歯状施文具による直線と波状文を交互に配置し、間の縄文の一部を磨消して構成されている。20は単純な口縁の下に、最少二段の波状櫛目文帯が描かれている。本類の土質・焼成は一類と同様であるが、色調は暗褐色を示し、器面には擦痕が多い。

その他の土器(器形の不明なもの一括) 21・小波状をなす口縁部破片。器面は磨研されて光沢を帯び、焼成も良好で色調は赤褐色を呈している。製作程度と形状からみて、広口壺形土器であるかも知れない。14・16・壺形土器の胴部破片と思われるもので、浅い刷毛目の上に、篋に



第1図 三浦市城ヶ島出土弥生式土器



第2圖 三浦市城ヶ島出土弥生式土器

よる絵面様の線書きを有するが、詳細は不明である。

### 三、結 語

前述の諸点に基づけば、城ヶ島遺跡出土土器のうち、壺形土器一類は南関東地方の須和田式土器に比定さるべきものと考えられる。壺形土器二類は、本類の如き磨消縄文を有する壺形土器が神奈川県・平沢遺跡(註1)、千葉県・新田山遺跡(註2)等において、少数例ながら壺形土器一類相当の須和田式壺形土器に共伴しており、本類の場合も壺形土器一類との共伴を考えて誤りないであろう。甕形土器については、一、二類とも、南関東地方における既設諸型式の中には比定し得るものがない。ただ、これらは弥生式土器本来の煮沸形態とは形状・文様ともに系統を異にするうえ、機能上から粗製を原則とする甕形土器の一般性を破って相当に裝飾されており、この点、性格的には三ヶ木式土器(註3)に近い。特に一類は形態的にも類似するが、しかし、同式に比定するにはやや疑問がある。すなわち、遺跡における出土状態をみると、甕形土器は混貝砂層上部から壺形土器一、二類と伴出し、また本遺跡からは他型式の壺形土器の出土はなく、従ってこの甕形土器は壺形土器一、二類と同時的存在であり、おそらく煮沸形態としてセットをなすものと考えざるを得ないのである。けれどもその反面、右の考定に立脚すれば、城ヶ島遺跡出土の壺形土器は須和田式壺形土器の特徴を有しながらも、同式の煮沸形態である横走羽状条痕をもつ粗製の甕形土器の代りに、全く異質の甕形土器とセットをなすこととなり、器形の組成において須和田式土器の概念から外れることとなるのである。ここにおいて、城ヶ島遺跡出土土器は三ヶ木式土器から須和田式土器への過渡の様相を示すものとも考えられるが、壺形土器が既に須和田式土器として完成した形状を示しておりながら、同式本来の甕形土器を欠き、さらに甕形土器一類でさえも、〈三ヶ木式甕形土器の退化型〉とすることは可能であっても、〈須和田式土器への過渡型〉と認めることは、系統的にみて困難である。従って城ヶ島遺跡出土の一群の土器は、須和田式土器とは区別するのが妥当と考えられるので、これを城ヶ島式土器として、一型式を設定したい。なお、ここに当然城ヶ島式土器と須和田式土器との関係如何が問題となるのであるが、両者は次の理由によって、前後関係よりも地域を異にした平行関係にある可能性が強いと考えられる。すなわち、神奈川県下は従来一括的に南関東地方に含められていたが、最近、ほぼ相模川を東西の境として弥生式土器の様相に差異のあることが明瞭となり、須和田期の前段階においてさえ、酒匂川流域には丸子式土器の影響の強い堂山式土器(註4)が分布するに對して、相模川以東には岩櫃山式土器と酷似する三ヶ木式土器の存在することが知られた。この二型式は壺形土器に多少の類似を示すものの如くであるが、煮沸形態としての甕形土器は、堂山式土器のそれが東海地方的な横走羽状条

痕をもつ粗製土器であるのに対して、三ヶ木式土器のそれは前者と特徴を異にし、縄文式土器の伝統を強く残す半精製とも言うべきものであって、そこに明瞭な性格的相違が認められるのである。前段階における右の状態を考慮するとき、当然須和田式土器と城ヶ島式土器に対する堂山式土器と三ヶ木式土器の関連性の検討が必要となろう。この問題について、まず須和田式土器をとりあげてみると、その甕形土器の器形・文様・性格等は堂山式土器との強い関係なしには理解出来ないものであり、分布についても、その出土が確認されているのは相模川以西においてであつて、堂山式土器の分布とほぼ一致している(註5)。また、須和田式土器と堂山式土器の関連する可能性は、東海地方における甕形土器の推移(縦走羽状条痕土器→横走羽状条痕土器)からも容認されよう。一方、城ヶ島式土器については、現在のところ分布は不明であるが、甕形土器一類はその形状・性格において三ヶ木式土器の流れをくむものであることは明瞭であり、甕形土器二類も弥生式土器の煮沸形態の原則を破る点で、性格的には同じ範疇にあるものと言えるであろう。したがって、ここに相模川以西の地域においては堂山式土器→須和田式土器、以東の地域においては三ヶ木式土器→城ヶ島式土器という編年が予想されるのであるが、資料にとぼしい現在、本稿においては一試論として提出しておきたい。

註 (1)、亀井正道「相模平沢出土の弥生式土器に就いて」上代文化二五集(一九五五年)

(2)、杉原荘介「下総新田山遺跡調査概報」人類学雑誌五八巻七号

(3)、神沢勇一「津久井町三ヶ木出土の弥生式土器」神奈川県文化財調査報告二六集(一九六〇年)

(4)、神沢勇一「神奈川県足柄上郡山北町堂山の弥生式土器について」足柄の文化二号(一九五九年)。(3)文献の註(3)参照。

(5)、例えば、小田原市中里遺跡(一九五六年明治大学考古学研究室で調査)。